

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第108号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第148号及び第150号）

(1) 諮問案件第148号に係る対象文書

下菊橋水位観測所で観測された、平成10年9月21日及び22日の出水時の自記水位計の記録紙（以下「自記紙」という。）

(2) 諮問案件第150号に係る対象文書

ア 下菊橋水位観測所で観測された、平成20年6月28日、29日及び7月8日、28日の出水時の自記紙

イ 下菊橋水位観測所で観測された、平成16年10月22日の出水時の自記紙

2 担当課（所）

(1) 諮問案件第148号 土木部河川課

(2) 諮問案件第150号 土木部辰巳ダム建設事務所

3 異議申立て等の経緯

(1) 諮問案件第148号

ア H20.10.14 公開請求 エ H20.12.26 諮問

イ H20.10.28 不存在決定 オ H24.1.12 答申

ウ H20.12.8 異議申立て

(2) 諮問案件第150号

ア H20.10.14 公開請求 エ H21.4.20 諮問

イ H20.10.28 不存在決定 オ H24.1.12 答申

ウ H20.12.8 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>1 本件公開請求に係る(2)に対応する公文書の不存在について</p> <p>(1) 本件公開請求に係る(2)のイに対応する公文書の不存在 当審査会では、答申第39号において、平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）水文調査業務委託における平成16年10月20日及び21日の下菊橋水位観測所地点の水位に係る自記紙（当該答申では「自記録紙」と表記。）の不存在決定に対する異議申立てに関する諮問について、不存在決定は妥当であると答申しているところである。 本件公開請求に係る(2)のイに対応する公文書は、答申第39号に係る請求文書と同じ年度の別の時点の自記紙であり、不存在とした決定は同様に妥当である。</p> <p>(2) 本件公開請求に係る(2)のアに対応する公文書の不存在 異議申立人は、浅野川放水路操作細則（以下「操作規則」という。）に規定されている水位観測所について、下菊橋水位観測所以外の自記紙は、別途公開を受けたので、当該水位観測所の自記紙だけが存在しないことは不合理であると主張している。 これに対して、実施機関は、平成20年度においても、自記紙は業務委託の成果品として提出を求めていると述べており、当審査会において、平成20年度の水文調査業務委託の設計図書の提示を受け見分したが、自記紙を成果品として提出するとの記載は確認できなかった。</p>

	<p>また、実施機関は、操作細則に規定されている田上、芝原及び天神橋水位観測所の平成20年6月29日、30日及び7月8日、28日の自記紙の公開請求に対して、河川課において公開したが、これは、洪水直後であったこと、及び、これまでに観測したことのない高い水位であったため、水位観測の測定限界を超えていないかを確認することなどのために、特別に業務委託の受託者から提出させたものであるが、犀川の下菊橋水位観測所については、浅野川とは異なって極端に大きな水位変動等がなく、河川総合情報システムによる10分間隔の水位記録では確認できないほどの厳密な洪水検証の必要はなかったため、自記紙の提出を求めなかったと説明している。</p> <p>当審査会で、実施機関から、洪水時の平成20年7月28日の河川総合情報システムの水位観測記録の提示を受けて見分したが、天神橋水位観測所では観測上限水位付近に至る急激な水位上昇がみられたが、下菊橋水位観測所では水位の上昇がみられるものの、最大でも避難判断水位以下であった。</p> <p>このようなことから、実施機関の主張は、不合理とはいえない。</p> <p>2 本件公開請求に係る(1)に対応する公文書の不存在について</p> <p>実施機関は、平成10年度の水位・流量観測の業務委託において、自記紙は成果品として提出を求めておらず、したがって、操作細則に規定されている下菊橋水位観測所以外の同年度の自記紙を公開した事実もないと述べており、また、答申第39号に係る公開請求の対象となった年度の自記紙よりさらに過去の時点のもので、公開請求の時点で10年が経過しており、自記紙の性格等からみて、保管していないとする実施機関の主張は不自然ではない。</p>
--	---

5 審議経緯 審査回数 4回

(別紙)
答申第108号

答 申 書

平成24年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成20年10月14日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 下菊橋測水所で観測された、平成20年6月28日、29日及び7月8日、28日の出水時の自記水位計の記録紙（以下「自記紙」という。）
- (2) 下菊橋測水所で観測された、平成16年10月22日の出水時の自記紙
- (3) 下菊橋測水所で観測された、平成10年9月21日及び22日の出水時の自記紙

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対して、平成20年10月28日付けで、本件公開請求に係る(1)及び(2)については土木部辰巳ダム建設事務所において不存在決定（以下「本件処分1」という。）を行い、(3)については土木部河川課において不存在決定（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件処分」という。）を行って、それぞれ次の保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

業務委託の成果品として提出を求めているため、公開請求に係る文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成20年12月8日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、本件処分1は平成21年4月20日に諮問（諮問案件第150号）し、本件処分2は平成20年12月26日に諮問（諮問案件第148号）を行った。

5 諮問の併合

諮問案件第148号及び諮問案件第150号は、いずれも本件公開請求に対する担当課（所）別に区分して行われた処分に対して提起され、それぞれ諮問されたものであるから、当審査会は、一括して審議することとした。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

下菊橋水位観測所は、浅野川放水路操作規則（昭和50年規則第2号。以下「操作規則」という。）を受けた浅野川放水路操作細則（昭和50年訓令第3号。以下「操作細則」という。）の規定により、水位の測定を行う水位観測所の一つである。

操作細則に規定されている他の水位観測所の自記紙については、別に公開を受けており、当該水位観測所のデータだけが不存在ということは不合理であり、本件公開請求に係る自記紙についても、存在するはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び補充理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分1について

下菊橋水位観測所地点での水位・流量観測については、平成14年度以降は、辰巳ダム建設事務所において、水文調査業務委託している。

当該業務委託の業務内容については、設計図書（設計書、図面、特記仕様書）と土木部調査関係共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に記載している。

平成16年度及び20年度の特記仕様書では、提出すべき成果品として、共通仕様書及び測水所流量調査要領によることとし、報告書3部（平成20年度は2部）及び電子媒体記録による観測データ1部と記載しており、自記紙の提出は規定していない。また、共通仕様書でも、「特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する」と記載されていることから、自記紙は当該業務委託の成果品となっていない。

したがって、本件公開請求に係る公文書は存在しない。

2 本件処分2について

下菊橋水位観測所地点での水位・流量観測については、平成13年度以前は、河川課が業務委託していたが、自記紙は業務委託の成果品として提出させていなかった。

異議申立人は、申立理由として、操作細則に書かれている他の水位観測所の自記紙の公開を受けており、下菊橋水位観測所のデータだけ不存在である点を挙げ、不合理であるとしている。

操作規則第11条の規定による水位の観測を行う水位観測所は、操作細則の付表2に規定され、下菊橋水位観測所以外に、大桑、田上、芝原及び天神橋の各水位観測所が記載されており、異議申立人からは、別途、平成20年9月17日に、田上、芝原及び天神橋水位観測所に係る平成20年6月29日、30日及び7月8日、28日の自記紙の公開請求があつて、河川課において公開決定しているが、平成10年当時の自記紙については公開した事実がないことを確認している。

なお、実施機関がこの自記紙を公文書として保管していた理由は、田上及び芝原水位観測所については、河川課ダム管理グループが直接観測を行い、自記紙を保管していたもので、天神橋水位観測所については、業務委託により実施しており、受託業者から提出を求めていなかったが、洪水直後であったこと、及び、これまでに観測したことのない高い水

位であったため、水位観測の測定限界を超えていないかなどを精密に確認することなどの必要から、特別に提出させたことによるものである。

下菊橋水位観測所（犀川）における水位・流量観測も、天神橋水位観測所（浅野川）と同様に業務委託しており、自記紙は成果品として受託業者から提出させていないものである。犀川においては浅野川とは異なって極端に大きな水位変動等が無く、河川総合情報システムによる10分間隔の水位記録では調査できないほどの厳密な洪水検証の必要はなかったため、自記紙の提出を求めなかった。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件処分の対象となった請求文書の性格等について

(1) 本件処分1について

下菊橋水位観測所の平成20年6月28日、29日及び7月8日、28日並びに平成16年10月22日の自記紙である。

(2) 本件処分2について

下菊橋水位観測所の平成10年9月21日及び22日の自記紙である。

3 本件処分1に係る本件公開請求に対応する公文書の不存在について

(1) 本件公開請求に係る(2)に対応する公文書について

当審査会では、答申第39号において、平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）水文調査業務委託における平成16年10月20日及び21日の下菊橋水位観測所地点の水位に係る自記紙（当該答申では「自記録紙」と表記。）の不存在決定に対する異議申立てに関する諮問について、「観測データが記入された時点で自記紙が観測記録となるとしても、その観測記録の成果品への適切な記載が確保されることを前提に、自記紙自体を公文書として保管するかどうかは実施機関の判断に委ねられるものである」と判断し、実施機関の「自記紙の観測記録について月報や業務委託報告書を検収する時点で照合等を行い自記紙自体は公文書として保管していない」とする主張を不合理ではないとするとともに、「特記仕様書の『成果品』において、自記紙は記載されていない」ことから、不存在決定は妥当であると答申しているところである。

本件公開請求に係る(2)に対応する公文書は、答申第39号に係る請求文書と同じ年度の別の時点の自記紙であり、不存在とした決定は同様に妥当である。

(2) 本件公開請求に係る(1)に対応する公文書について

異議申立人は、操作細則に規定されている水位観測所について、下菊橋水位観測所以外の自記紙は公開を受けたので、当該水位観測所の自記紙だけが存在しないことは不合理で

あると主張している。

これに対して、実施機関は、平成20年度においても、自記紙は業務委託の成果品として提出を求めていると述べており、当審査会において、平成20年度の水文調査業務委託の設計図書の提示を受け見分したが、自記紙を成果品として提出するとの記載は確認できなかった。

また、実施機関は、理由説明書において、操作細則に規定されている田上、芝原及び天神橋水位観測所の平成20年6月29日、30日及び7月8日、28日の自記紙の公開請求に対して河川課において公開したが、これは、洪水直後であったこと、及び、これまでに観測したことの無い高い水位であったため、水位観測の測定限界を超えていないかを確認することなどのために、特別に業務委託の受託者から提出させたものであるが、犀川の下菊橋水位観測所については、浅野川とは異なって極端に大きな水位変動等が無く、河川総合情報システムによる10分間隔の水位記録では確認できないほどの厳密な洪水検証の必要はなかったため、自記紙の提出を求めなかったと説明している。

当審査会で、実施機関から、洪水時の平成20年7月28日の午前6時から12時までの河川総合情報システムの水位観測記録の提示を受けて見分したが、天神橋水位観測所では観測上限水位付近に至る急激な水位上昇がみられたが、下菊橋水位観測所では水位の上昇がみられるものの、最大でも避難判断水位以下であった。

このようなことから、実施機関の主張は、不合理とはいえない。

なお、異議申立人は、操作細則で規定されている全ての水位観測所の自記紙を保管していただかなければならないと主張しているが、成果品として提出を義務づけられていない自記紙について、どの範囲で取得、保管すべきであるかは、当審査会の判断するところではない。

4 本件処分2に係る本件公開請求に対応する公文書の不存在について

実施機関は、平成10年度の水位・流量観測の業務委託において、自記紙は成果品として提出を求めておらず、したがって、操作細則に規定されている下菊橋水位観測所以外の同年度の自記紙を公開した事実もないと述べており、また、答申第39号に係る公開請求の対象となった年度の自記紙よりさらに過去の時点のもので、公開請求の時点で10年が経過しており、自記紙の性格等からみて、保管していないとする実施機関の主張は不自然ではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 12 月 26 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 4 8 号)
平成 21 年 4 月 20 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 5 0 号)
平成 21 年 3 月 6 日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成 21 年 5 月 27 日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成 23 年 9 月 16 日 (第 217 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 10 月 20 日 (第 218 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 11 月 22 日 (第 219 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 12 月 22 日 (第 220 回審査会)	○事案の審議を行った。